

＜電力取次ぎ契約のご案内＞

お申込み前に、必ずご確認ください!!（裏面もあります）

電気事業法にもとづき当社の供給条件等について、ご説明いたします。

【関西エリア】

九電みらいエナジー株式会社とお客さまとの電力取次ぎ契約（以下「取次ぎ契約」といいます）につきましては、取次ぎ電気供給条件・取次ぎ電気契約条件・一般送配電事業者の定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます）の定めるところによります。



● 料金プラン

| 高圧電力・特別高圧電力 |                |                  |        |
|-------------|----------------|------------------|--------|
| 契約種別        | 基本料金<br>(円／kW) | 電力量料金<br>(円／kWh) |        |
|             |                | 夏 季              | 他 季    |
| 高圧電力        | 1,731円48銭      | 12円22銭           | 11円20銭 |
| 特別高圧電力      | 1,629円63銭      | 11円20銭           | 10円19銭 |

高圧季特別電力・特別高圧季特別電力

| 契約種別      | 基本料金<br>(円／kW) | 電力量料金<br>(円／kWh) |        |       |
|-----------|----------------|------------------|--------|-------|
|           |                | 重負荷              | 昼 間    | 夜 間   |
| 高圧季特別電力   | 1,731円48銭      | 17円31銭           | 12円22銭 | 9円17銭 |
| 特別高圧季特別電力 | 1,629円63銭      | 15円28銭           | 11円20銭 | 8円15銭 |

- ・上記単価には、消費税等相当額を含みます。
  - ・「夏 季」とは、7月1日から9月30日までの期間、「その他季」とは「夏季」以外の期間をいいます。
  - ・「重負荷」とは、夏季の10時～17時（日曜・祝日を除く）、「昼 間」とは平日の 8時～22時（重負荷を除く）、「夜 間」とは重負荷および昼間を除く時間帯をいいます。
- ※ 料金プランや割引率等は、ご提案書や「電力取次ぎ契約成立のお知らせ」にてご確認ください。

● 契約電力の決定方法

- ＜契約電力が500kW未満の場合＞
- その1月と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします（「実量制」）。
  - 契約電力の最小値は1kWといたします。
- ＜契約電力が500kW以上の場合＞
- お客さまの希望にもとづき、本小売電気事業者と当社との協議によって決定いたします。
- ※契約電力をこえて電気を使用された場合には、そのひと月の最大需要電力から契約電力を差し引いた分に対して契約超過金を申し受けます。

● 電気料金の算定方法

電気料金

=

（注1）  
基本料金

+

電力量  
料金単価

×

ひと月の  
ご使用量

±

燃料費調整額（注2）  
燃料費  
調整単価

×

ひと月の  
ご使用量

+

再生エ賦課金（注3）  
再生エ  
賦課金単価

×

ひと月の  
ご使用量

（注1） 率が85%を上回る場合は、その上回る1%につき1%割引し、下回る場合は、その下回る1%につき1%割増しいたします。ひと月のご使用量が0kWhの場合、基本料金は半額といたします（率は85%といたします）。

（注2） 火力燃料（原油・液化天然ガス・石炭）の価格変動をできる限り迅速に電気料金に反映させるため、平均燃料価格の変動分に応じて、電気料金を調整する制度です。毎月変動しますので、当社HPもしくは「電気料金等請求書」でご確認ください。

（注3） 再生可能エネルギー発電促進賦課金  
「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」により、電気事業者に、再生可能エネルギー電源で発電された電気を買取ることが義務付けられました。  
再生可能エネルギー電源で発電される電気を買取に要する費用は、電気をお使いになるお客さまに、電気料金の一部「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として、電気のご使用量に応じてご負担いただきます。

ご契約に関する重要なお知らせ（必ずお読み下さい）

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 電気の供給                  | お客さまへの電気の供給は、当社との取次ぎ業務委託契約にもとづき、九州電力株式会社〔小売電気事業者登録番号A0275〕（以下「本小売電気事業者」といいます）が行います。<br>当社は、本小売電気事業者が電気を供給するサービス（以下「電力供給サービス」といいます）について、お客さまへ取次ぎを行います。                                                                                                            |
| ご使用の開始（電力供給サービスの開始日）   | 開始日は、お客さまの希望にもとづき、当社と本小売電気事業者との協議により決定いたします。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ定めた開始日に電力供給サービスを開始できない場合は、あらかじめお客さまの希望にもとづき、当社と本小売電気事業者との協議により決定いたします。                                                                                                                           |
| 契約期間                   | 「電力取次ぎ契約成立のお知らせ」の通りといたします。                                                                                                                                                                                                                                       |
| 契約更新                   | 契約期間満了の日の1か月前までにお客さままたは当社から異議の申し出がない場合は、お客さまの契約期間をさらに1年間延伸するものとし、以後もこの例によるものとします。<br>なお、契約期間を更新する際は、新たな契約期間をお知らせいたします。                                                                                                                                           |
| 取次ぎ電気供給条件・取次ぎ電気契約条件の変更 | 当社は、契約期間中であっても、取次ぎ電気供給条件および取次ぎ電気契約条件を変更する場合がございます。その際、当社はお客さまに変更内容をお知らせいたします。<br>なお、お客さまは変更に興議がある場合は、契約期間中であっても、将来に向かって契約を解約することができます。                                                                                                                           |
| お支払方法                  | 電気料金は、原則として、お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法により支払っていただきます。<br>口座振替日は、「電気料金等請求書」をお送りした月の翌月23日です。（23日が金融機関の休業日の場合は翌営業日となります。）                                                                                                                                   |
| 解約に関する事項               | 当社は、お客さまが料金その他の債務を支払期日を経過してなお支払われない場合や取次ぎ電気供給条件または取次ぎ電気契約条件に反した場合等には、取次ぎ契約を解約することがございます。                                                                                                                                                                         |
| 信用情報の第三者提供             | お客さまが料金その他の債務を支払期日を経過してなお支払われない場合、お客さまの信義・住所・支払状況等の情報を当社が本小売電気事業者または他の小売電気事業者へお知らせすることにあらかじめ同意していただきます。                                                                                                                                                          |
| 需要場所への立入りのお願い          | 一般送配電事業者による計量器の検針、取替工事、その他設備の施工等は、お客さまの承諾を得て、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合がございます。<br>また、本小売電気事業者および当社による電気の使用用途の確認等のため、お客さまの承諾を得て、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合がございます。                                                                                                   |
| 小売電気事業者の切替にともなう注意事項    | 小売電気事業者の切替によりご契約を開始されるお客さまにつきましては、切替前の小売電気事業者との契約を解約することにより、以下のような不利益事項が発生する場合がございますので、あらかじめご確認のうえお申込みください。 <ul style="list-style-type: none"><li>・契約期間中の解約にともなう違約金発生（複数年契約等の場合）</li><li>・継続利用割引に適用される継続利用期間のクリア</li><li>・過去電力使用量に関する切替前の小売電気事業者への照会不可</li></ul> |
| その他                    | 電気事業法にもとづき、ご契約締結後、ご契約内容についてお知らせいたします。                                                                                                                                                                                                                            |

裏面も必ずご確認ください

《電気料金の算定期間》

- 算定期間は、一般送配電事業者の定める託送供給等約款における計量期間等（原則として、前月の計量日※から当月の計量日※の前日までの期間）といたします。  
この期間をひと月とし、取次ぎ契約ごとに当該料金プランの料金及び個別の割引率を適用して算定いたします。  
※ 計量日は、お客さまによって異なります。
- ご契約開始やご契約廃止、または、ご契約内容の変更がある場合は、日割計算を行い、電気料金を算定いたします。

《使用電力量の計量方法等》

- 使用電力量は、原則、スマートメーター（自動検針：現地訪問不要）により計量するものとし、ひと月の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を合計した値といたします。
- 計量器の故障等により、使用電力量を正しく計量できなかった場合は、お客さまの希望にもとづき、本小売電気事業者と当社との協議によって定めます。
- 一般送配電事業者による検針の結果につきましては、原則として、書面によりお客さまへお知らせいたします。

《お支払期日・延滞利息》

- 電気料金の支払義務発生日は、原則、一般送配電事業者による検針日とし、支払期日は、原則、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日といたします。
- 電気料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、電気料金に対して年10%（1日あたり約0.03%）の延滞利息を申し受けます。  
ただし、電気料金を口座振替払いにより支払われる場合で、当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたときは、この限りではありません。

《工事費等》

- 当社は、お客さまへの電気供給サービスにともない、本小売電気事業者が託送約款等にもとづく工事費負担金等の支払いを要することとなった場合には、その全額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- 当社は、お客さまの取次ぎ開始後の取次ぎ契約の消滅または変更によって、本小売電気事業者が託送約款等にもとづく工事費等の精算を要することとなった場合には、取次ぎ契約の消滅または変更の日にその工事費等の全額をお客さまに精算していただきます。
- ※ 原則として、当社が指定した金融機関等を通じて払い込みによりお支払いいただきます。  
（お支払いにともなう費用は、お客さまのご負担といたします）

《その他費用》

- 電気工作物の改変等によって電気を不正に使用した場合は、お客さまから違約金を申し受けることができます。
- お客さまが故意または過失によりその需要場所内の電気工作物等を損傷・亡失したことで、本小売電気事業者および当社が一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、お客さまにその賠償に要する金額をお支払いいただきます。

《契約の変更または解約》

- 合併その他の原因によって、ご契約名義を変更される場合は、あらかじめ当社へお申込みいただけます。  
なお、ご契約名義を変更される場合は、新たなお客さまに、お客さまの取次ぎ契約に関するすべての権利義務を引き継いでいただきます。
- 契約電力の変更または取次ぎ契約の解約を希望される場合は、あらかじめ当社へお申込みいただけます。  
なお、お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加された後、1年に満たないで契約電力を減少または取次ぎ契約を解約しようとする場合には、それまでの期間の料金について、さかのぼって、変更前の契約電力と変更後の契約電力との差分につき臨時精算単価にて算定した料金と、既に申し受けた料金との差額を申し受けます。  
ただし、非常防災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

《その他》

- お客さまへの供給電気方式は交流3相3線式、供給電圧は6,000V、20,000V、30,000V、70,000Vとし、周波数は60Hzといたします。
- 料金の支払状況その他により取次ぎ契約の申込みの全部または一部をお断りすることがございます。
- 一般送配電事業者による供給設備の点検・修繕・変更等やその他電気の需給上または保安上必要がある場合は、電気の使用を制限もしくは中止していただくことができます。
- 本小売電気事業者および当社は、あらかじめ定めた電力供給サービスの開始日に電気を供給できなかった場合や一般送配電事業者による継続供給の停止または電気の使用を制限した場合等は、お客さまの受けた損害についての賠償等の責めを負いません。（その原因が本小売電気事業者および当社の責めとなる理由による場合は除きます）
- 電力取次ぎ契約のお申込みにあたって、当社はお客さまに電力使用計画等を提出いただくことができます。
- お客さまの電気主任技術者や自家用電気工作物等が変更となる場合は、予め当社へご連絡いただきます。

《託送約款等の遵守事項》

- 電気の供給地点は、一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備の接続点とし、場所はお客さまとの協議により定めます。  
なお、引込線や計量器等の施設場所は、お客さまから無償で提供していただきます。
- 電気のご使用にともない一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等にご協力していただきます。
- 需要場所の負荷の力率は、原則として、85%以上に保持していただきます。
- お客さまが、引込線や計量器等の異状または故障に気づかれた場合等は、すみやかに一般送配電事業者にご連絡をお願いいたします。  
なお、一般送配電事業者から委託を受けたものが、ご使用場所等にお伺いし、電気設備の調査・点検を行ってまいりますので、その際はご協力をお願いいたします。
- 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。  
また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合等により他のお客さまの電気の使用を妨害するおそれがある場合や一般送配電事業者または他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすおそれがある場合等には、お客さまのご負担で必要な措置を講じていただきます。
- お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合や電気工作物を故意に損傷・亡失した場合等には、一般送配電事業者により電気の供給を停止することがございます。  
なお、その理由となった事実を解消したときは、すみやかに電気供給サービスを再開いたします。
- その他、託送約款等に定める需要者に関する事項を遵守していただきます。

《お問い合わせ先》

【小売電気事業者】 小売電気事業者登録番号 A0275

九州電力株式会社

住所：〒810-8720  
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

TEL：092-761-3031  
営業本部 法人営業戦略グループ  
受付時間：月曜日～金曜日（休日を除く）の9時～17時

【取次事業者】

九電みらいエナジー株式会社

住所：〒810-0022  
福岡県福岡市中央区薬院3丁目2番23号 KMGビル  
TEL：0120-0910-17  
受付時間：月曜日～金曜日（休日を除く）の9時～17時

※ 停電時は、当社、九州電力株式会社または一般送配電株式会社（コールセンター等）へご連絡ください。